

令和4年度 第1回

田川市国民健康保険運営協議会

会 議 資 料

開催日時：令和4年10月26日（水）午後6時

場 所：田川市役所 1階 大会議室

○ 田川市国民健康保険運営協議会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	1
○ 会長及び副会長の選任について	・ ・ ・ ・ ・	2
○ 諮問書（写）	・ ・ ・ ・ ・	3
議題 1 国民健康保険制度の概要について		
1 保険のしくみ	・ ・ ・ ・ ・	4
2 田川市の国民健康保険	・ ・ ・ ・ ・	6
議題 2 令和 3 年度決算及び令和 4 年度予算について		
3 令和 3 年度決算と令和 4 年度予算	・ ・ ・ ・ ・	8
議題 3 国民健康保険の都道府県単位化について		
4 保険財政と税率設定の仕組み	・ ・ ・ ・ ・	10
5 都道府県単位化と納付金制度	・ ・ ・ ・ ・	12
その他		
国民健康保険関連スケジュール	・ ・ ・ ・ ・	15

田川市国民健康保険運営協議会委員名簿

区 分		氏 名	職 業	備 考
1	被保険者を 代表する委員	牛尾 淳子	公募	新規
2		熊谷 依子	公募	新規
3		吉井 啓介	公募	新規
4	保険医又は 保険薬剤師を 代表する委員	原 靖	医 師	新規
5		今田 亮司	歯科医師	新規
6		久保 博志	薬剤師	新規
7	公益を代表する 委員	畑 香理	福岡県立大学	継続
8		田丸 哲夫	社会福祉協議会	継続
9		中田 ヨンジュ	田川市区長会	継続
10	被用者保険等保険者を 代表する委員	田中 亮介	福岡県被用者保険等 保険者連絡協議会	新規

(任 期：令和7年6月30日まで)

○ 会長及び副会長の選任について

委員改選に伴い、会長及び副会長の選任を行う。

会長 1名 副会長 1名

会 長	副 会 長

○国民健康保険法（抜粋）

第 11 条第 2 項

国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第 4 章の規定による保険給付、第 76 条第 1 項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

○国民健康保険施行令（抜粋）

第 3 条第 3 項

法第 11 条第 2 項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

第 3 条第 4 項

市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

第 4 条

協議会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条第 1 項

協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

第 5 条第 2 項

会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

田市保第219号
令和4年10月26日

田川市国民健康保険運営協議会長 殿

田川市長 二場 公人
(市民生活部市民課)

田川市国民健康保険税について（諮問）

国民健康保険は、加入者に高齢者や低所得者が多いため財政基盤が弱く、加えて高度医療の普及により医療費が年々増え続けていることから、全国的に厳しい運営を迫られております。

本市におきましても、保険財政の安定化と被保険者の負担軽減に向けて、収入確保や医療費適正化による健全運営を進めていく必要があります。

つきましては、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条の規定に基づき、下記のとおり諮問しますので、御審議の上、答申くださいますようお願いいたします。

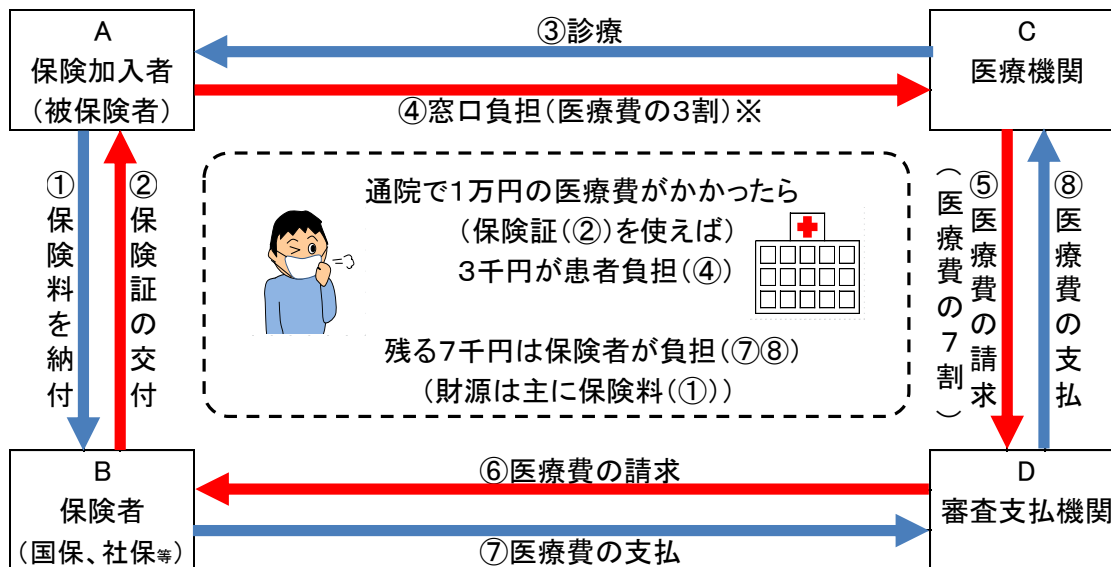
記

- 1 令和5年度以降の田川市国民健康保険税率等について

1. 保険のしくみ

1. 医療費の仕組み

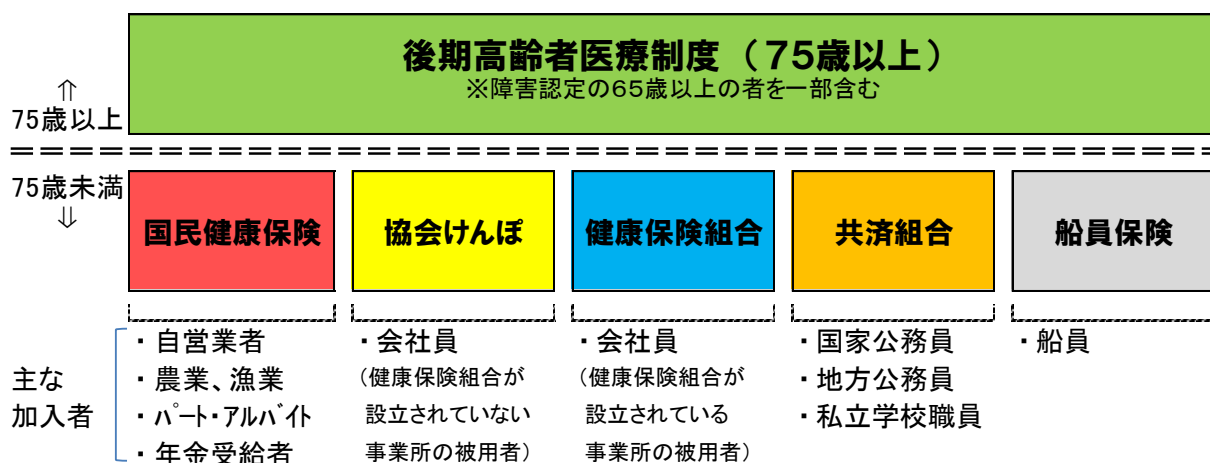
国民健康保険をはじめとする医療保険は、病気やけがをしたときに、安心して医療が受けられるように、加入者がみなさんで助け合う制度です。



※上図は窓口負担が3割の例です(1割、2割の人もあります)。

2. 医療保険(保険者)の体系

加入する保険は、職業や年齢によって異なります。



[ポイント]

- (1) 「国民健康保険」「協会けんぽ」等の保険運営者を「保険者(ほけんじゃ)」と呼びます。
- (2) 加入者は、加入している保険に対して、保険料を支払います。
- (3) 保険者は、それぞれで保険財政を独立して運営しています。
- (4) 保険料は、加入している保険によって違います(保険財政が独立運営のため)。

3. 保険料の仕組み

(1) 保険料の区分

保険料には「医療保険分」「後期高齢者支援金分」「介護保険分」があります。この合計額を保険料として納付します。

医療分	加入者の医療費等を負担するための保険料です。
後期分	75歳以上の人にかかる医療費の一部を、75歳未満の人で負担するための保険料です。
介護分	介護保険にかかる費用を、40歳以上65歳未満の人が負担するための保険料です。 (40歳未満は賦課されない。65歳からの保険料は原則年金天引きに変わります)

(2) 保険料の決まり方

国民健康保険の保険料は「所得割」「均等割」「平等割」の合計額で決まります。

所得割	世帯の加入者の所得に応じて計算します。 … 課税所得 × 税率 = 所得割
均等割	世帯の加入者数に応じて計算します。 … 均等割単価 × 人数 = 均等割
平等割	1世帯定額で計算します。 … 平等割単価 = 平等割

※ 市町村によっては、資産割（固定資産税額 × 税率）があります。

(3) 軽減制度

保険料には、世帯の所得に応じた軽減制度があります。7割・5割・2割の軽減があります。軽減されるのは、「均等割」「平等割」です。所得割は軽減されません。

[例] 2割軽減（2人世帯、課税所得100万円、所得割10%、均等割20,000円 × 2人、平等割3万円）

軽減前 保険料 170,000円				
所得割 100,000円		均等割 40,000円	平等割 30,000円	
		2割 ↓ 軽減	2割 ↓ 軽減	
軽減後 保険料 156,000円				
所得割 100,000円		均等割 32,000円	軽減	平等割 24,000円
			軽減	
所得割は軽減されません(7・5・2割いずれも)			軽減対象	

※税率は実際の率（金額）ではありません。

2. 田川市の国民健康保険

1. 田川市の状況

(1) 加入者数 9,756人 (加入割合 21.3%) [田川市全体 45,863人]

(2) 加入世帯数 6,506世帯 (加入割合 26.9%) [田川市全体 24,159世帯]
(令和4年9月末時点)

(3) 年齢構成

年齢区分	0歳～ 9歳	10歳～ 19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～ 69歳	70歳～ 74歳	合計
加入者数	598人	671人	649人	736人	1,008人	1,058人	2,362人	2,674人	9,756人
(割合)	(6.1%)	(6.9%)	(6.7%)	(7.5%)	(10.3%)	(10.8%)	(24.2%)	(27.4%)	(100.0%)

(4) 被保険者数の推移(年度平均)

(単位:人)

加入者区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般被保険者		11,093	10,694	10,378	10,145	10,049
退職被保険者		179	64	14	0	0
合計		11,272	10,758	10,392	10,145	10,049

(5) 医療費(総額)の推移

(単位:千円)

加入者区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般被保険者		3,882,830	3,897,030	3,800,748	3,628,217	3,848,533
退職被保険者		64,154	16,004	2,114	86	0
合計		3,946,984	3,913,034	3,802,862	3,628,303	3,848,533

※医療費…療養給付費、療養費、高額療養費(介護合算、年間外来合算含む)

(6) ひとりあたり医療費の推移

(単位:円)

加入者区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般被保険者		350,025	364,413	366,231	357,636	382,977
退職被保険者		358,402	250,063	151,000	0	0
全体		350,158	363,732	365,941	357,644	382,977

(7) 医療費水準 県内14位(医療費が高い順。令和4年度福岡県高医療費市町村指定順位。)

※前年度は9位、前々年度は6位。

(8) 保険料率(税率)

課税区分 \ 計算区分	所得割	均等割	平等割	課税限度額
医療分	6.63%	20,915円	17,882円	650,000円
後期分	3.06%	10,600円	9,300円	200,000円
介護分	2.36%	10,120円	6,800円	170,000円

(9) 軽減世帯の状況

(令和4年9月末時点)

区分 \ 年度	7割軽減		5割		2割		一般		全世帯数
	世帯数	(割合)	世帯数	(割合)	世帯数	(割合)	世帯数	(割合)	
令和4年度	3,056	(42.2%)	1,266	(17.5%)	719	(9.9%)	2,204	(30.4%)	7,245

※課税データより抽出。年度途中の資格喪失世帯も含まれます。

(10) 保険料(国民健康保険税)が収入全体に占める割合 (令和3年度決算)

その他
0.3億

国民健康 保険税 (13.5%) 7.8億円	県支出金		繰入金	繰越金
	40.8億円		5.7億円	3.5億

田川市国保会計の全体収入 58億1千万円

(11) 保険財政の状況 (直近5カ年)

[単位:千円]

年度 項目	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
歳入	5,822,907	5,895,868	5,518,843	5,805,822	(5,483,675)
歳出	5,384,757	5,691,349	5,172,385	5,516,001	(5,483,675)
決算収支	438,150	204,519	346,458	289,821	-
単年度収支	280,547	5,660	20,076	126,833	-
基金残高	0	239,291	297,427	480,897	(568,885)

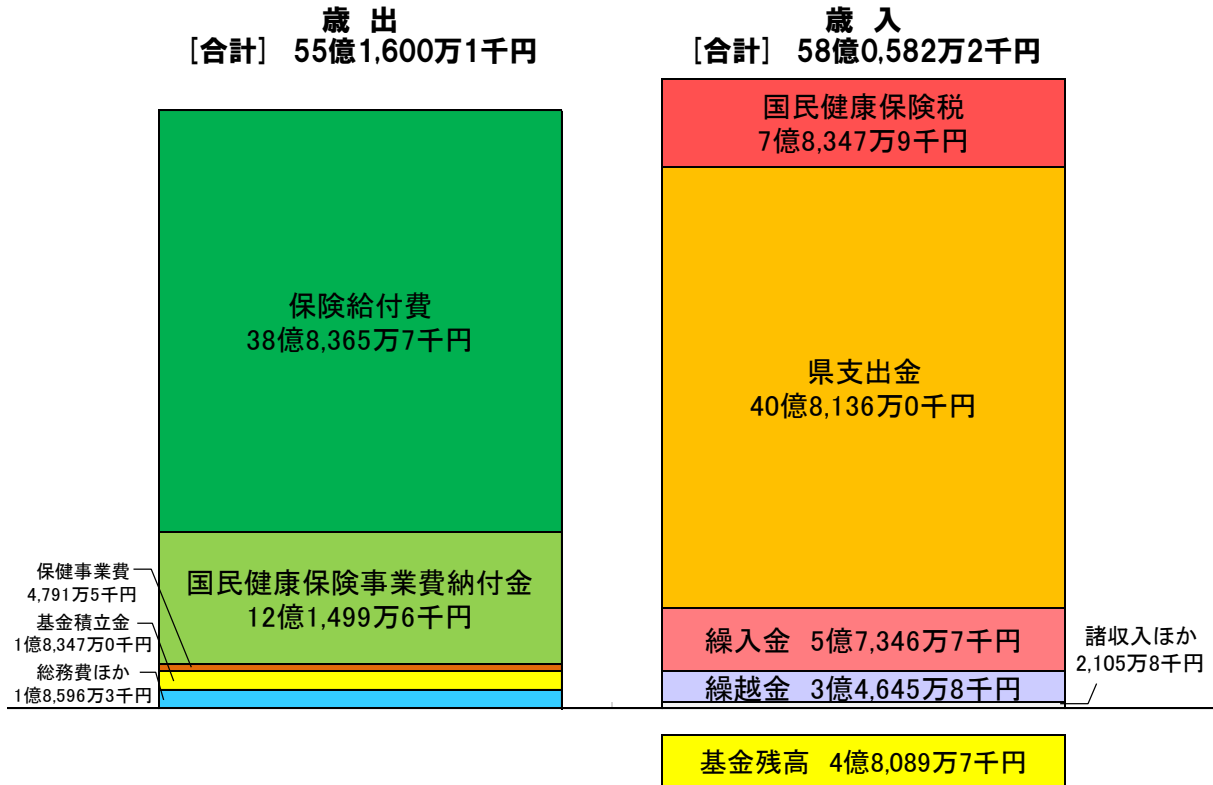
[都道府県単位化]

(R4年9月時点予算)

※「決算収支」がプラスとなった場合、その額は翌年の「歳入」に繰り越されます(加えられる)。

3. 令和3年度決算と令和4年度予算

1. 令和3年度の決算状況



歳入決算	58億0,582万2,218円	(単年度収支)	1億2,683万3,637円 ※
歳出決算	55億1,600万0,546円	(基金残高)	4億8,089万7,000円
差引	2億8,982万1,672円	※単年度収支=決算収支-繰越金+基金積立金	

[歳出の主なもの]

保険給付費	医療費(療養給付費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費など)
国民健康保険事業費納付金	国民健康保険の県単位化に伴い、県全体の国保の財政運営に必要な費用を市町村で分かち合う納付金
基金積立金	前年度の決算剰余金の一部を基金に積み立てたもの

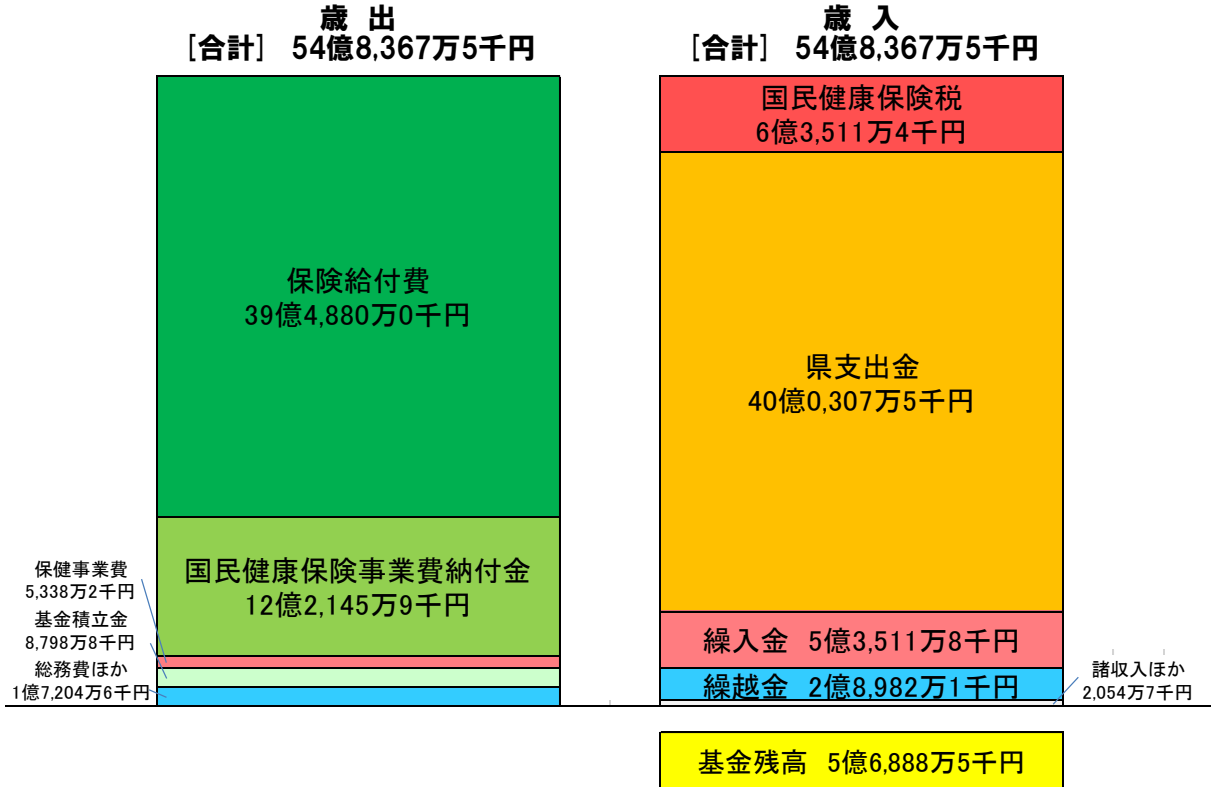
[歳入の主なもの]

県支出金	医療費(保険給付費)支出に充てられる県からの交付金など
繰入金	一般会計から国保会計に繰り入れる国・県の財政支援措置費や職員人件費など
繰越金	前年度の決算剰余金を今年度の歳入に繰り越したもの

[決算に関する概要]

- 令和2年度(前年度)の決算で剰余金が3億4,645万8千円生じていました。
- この3億4,645万8千円を令和3年度予算に繰り越しました(歳入の繰越金)。
- うち1億6,298万8千円を返還金等の財源に充てました(年度途中の税源不足で消化)。
- 残る1億8,347万0千円を基金に積み立てました(歳出の基金積立金)。
- 単年度収支(繰越金や基金積立金を除く収支)は、1億2,683万3千円の黒字でした。
- 決算収支((3)+(5))は2億8,982万1千円、基金残高4億8,089万7千円となりました。

2. 令和4年度の予算状況（令和4年度9月補正時点）



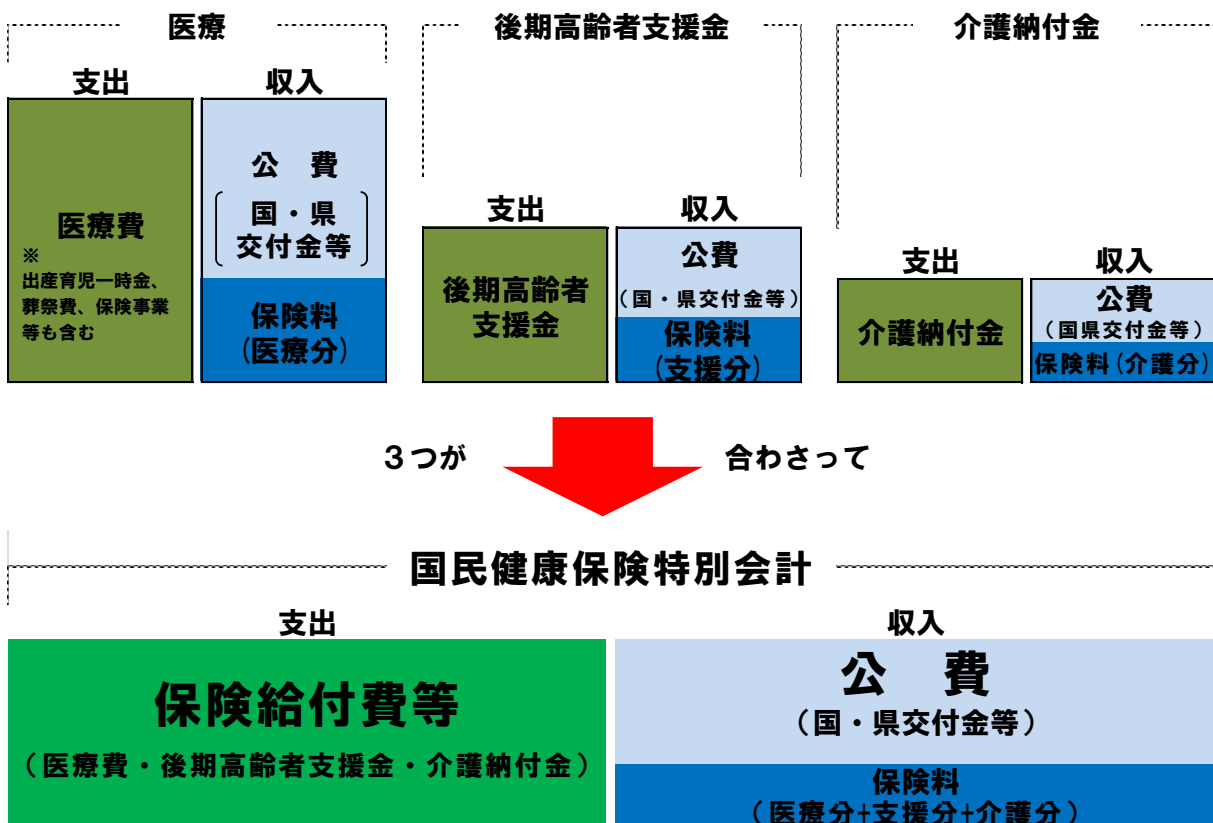
[予算に関する概要]

- (1) 令和3年度（前年度）の決算で剰余金が2億8,982万1千円生じました。
- (2) この2億8,982万1千円を令和4年度予算に繰り越しました（歳入の繰越金）。
- (3) うち2億0,189万9千円を返還金等の財源に充てました（年度途中の税源不足で消化）。
- (4) 残る8,798万2千円（+利息6千円）を基金に積み立てました（歳出の基金積立金）。
- (5) 現時点で基金残高は5億6,888万5千円となっています。

4. 保険財政と税率設定の仕組み

1. 都道府県単位化前の保険財政の仕組み(平成 29 年度まで)

国民健康保険財政は、平成 29 年度まで市町村単位で運営していました。保険財政の支出は大きく分けると、「医療費」「後期高齢者支援金」「介護納付金」の 3 つに分けられます。市町村国保は、それぞれの支出に対して、国・県から交付される公費と加入者から集めた保険料を財源にして、収支のバランスを取りながら運営していました。



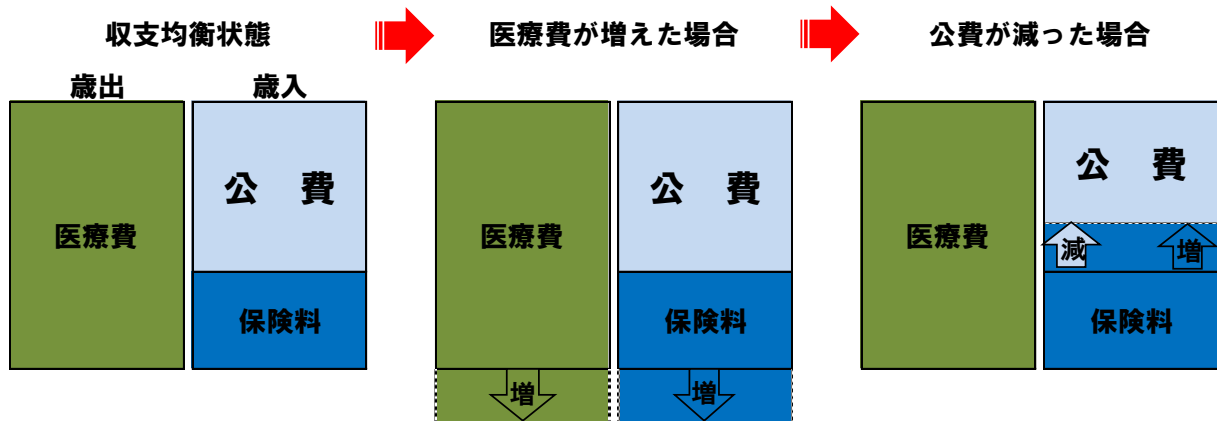
[用語の説明]

後期高齢者支援金(制度)	後期高齢者医療制度の医療給付費等の約4割を、74歳未満の医療保険加入者が負担する制度。1人あたりの負担額×保険加入者数＝後期高齢者支援金。市町村国保は、国保加入者分の支援金を社会保険診療報酬支払基金に納付する。
介護納付金(制度)	介護保険制度の給付費等の3割を、40歳以上65歳未満の医療保険加入者が負担する制度。1人あたりの負担額×保険加入者数(40歳～64歳)＝介護納付金。市町村国保は、国保加入者分の納付金を社会保険診療報酬支払基金に納付する。
公費	ここでいう「公費」は、医療費などに対する定率の国負担金や県負担金、また保険者間の医療費の不均衡を調整する交付金などを指す。

2. 税率設定の仕組み(平成 29 年度まで)

市町村国保は、市の一般の歳入・歳出と区分して経理する「特別会計」で運営しています。「特別会計」は独立した会計のため、収支のバランスが取れなくなると、原則として税率を変えて調整を図ります。下図のように、医療費が増えた場合や、公費（国県の交付金等）が減った場合、保険料を引き上げる必要が生じます。

*** 保険料の引き上げ要因（例） ***



[都道府県単位化前の特徴]

財政運営が市町村の単独運営であるため、医療費の増減や公費の増減が、加入者の保険料の増減に直結していました。

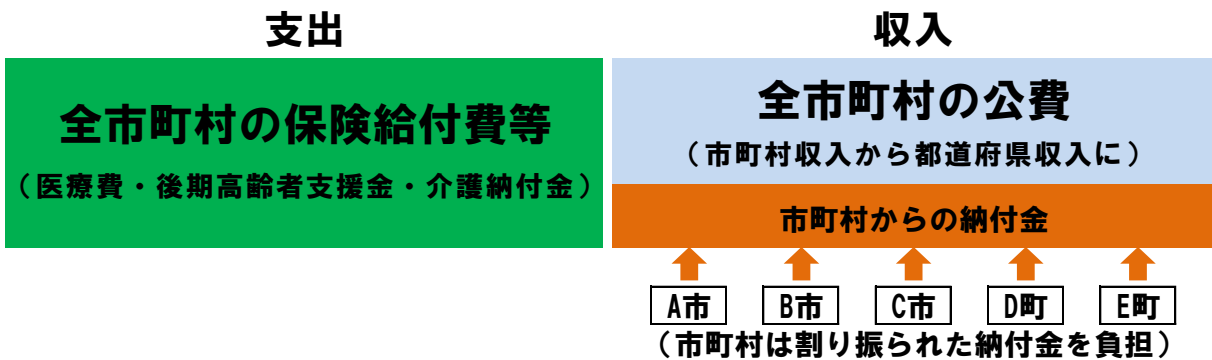
5. 都道府県単位化と納付金制度

1. 都道府県単位化後の仕組み(平成 30 年度以降)

平成30年度から、それまで市町村が運営してきた国民健康保険財政を、都道府県が担うことになりました。

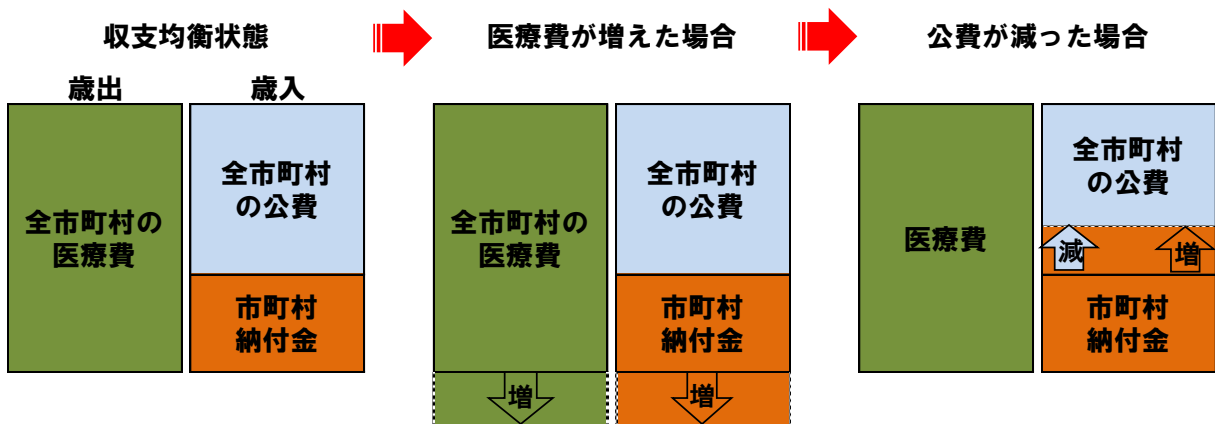
都道府県は、域内全市町村の国民健康保険の給付費等（医療費など）を対象にして、支出と収入を管理し、収支の均衡を図ります。これに伴って市町村納付金制度が導入されました。

都道府県の国民健康保険特別会計



都道府県国保財政は、これまで市町村国保が、保険料で収支のバランスをとっていたように、市町村からの納付金で収支のバランスを図ります。

*** 市町村納付金の引き上げの要因 (例) ***

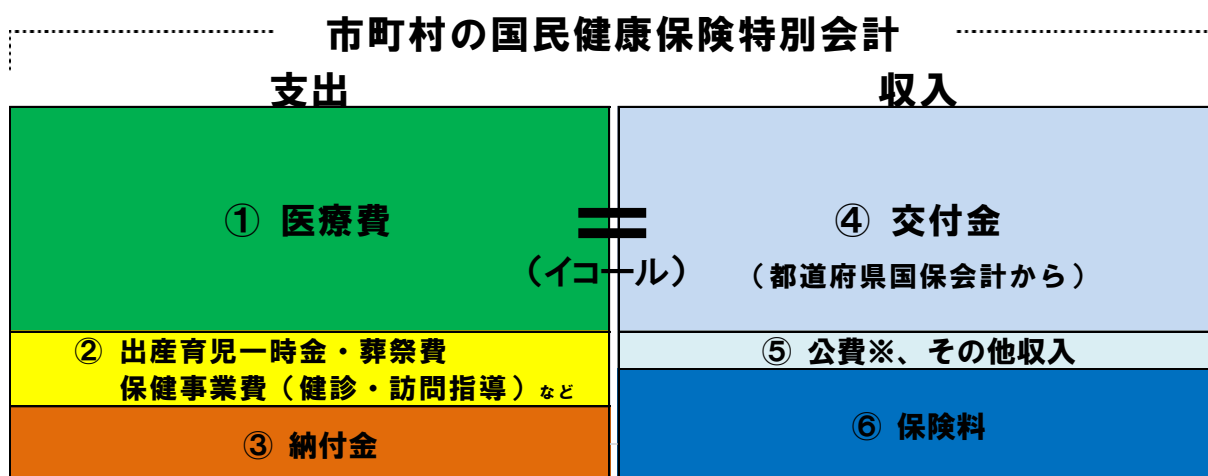


2. 市町村の保険財政の仕組み(平成 30 年度以降)

財政運営は都道府県に移りましたが、市町村国保の特別会計は残っています。ただし、その構造が変わりました。

市町村国保の役割は、主に医療費の支払いと保険料の徴収になりました。医療機関等に支払う医療費は、都道府県から全額交付金が交付されます。一方、都道府県への納付金は、主に保険料を財源として支払うこととなります。

*** 都道府県化後の市町村国保特別会計の概略図 ***



[図の補足説明]

*** 支出 *** (上図左)

- ① … 市町村国保加入者の医療費です。④が同額で収入として入ってきます。
- ② … 納付金・交付金の対象外の経費です。⑤と⑥で負担します。
- ③ … 都道府県の保険給付費(医療費等)に対する市町村納付金です。主に⑥で負担します。

*** 収入 *** (上図右)

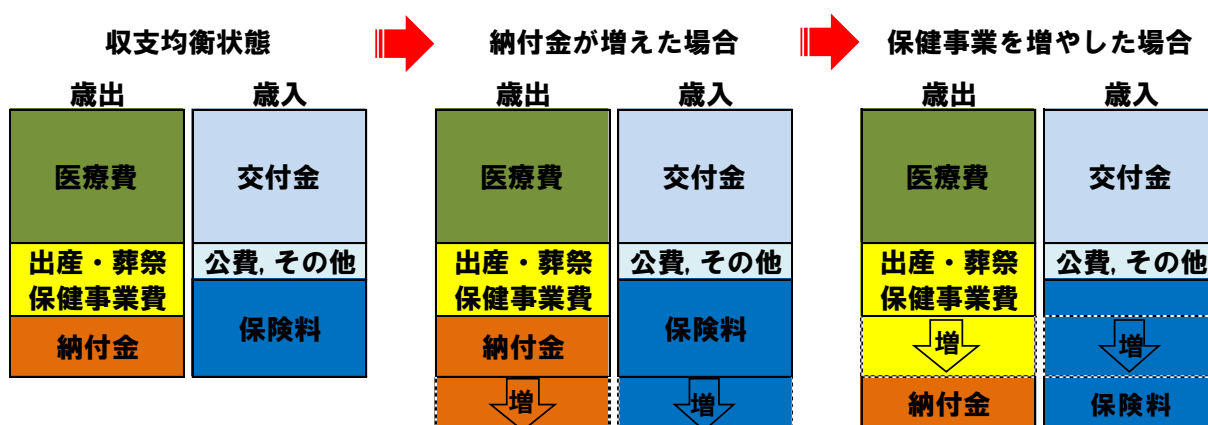
- ④ … 都道府県国保会計から市町村に支払われる交付金です(①と同額)
- ⑤ … 市町村の事情・取組に応じて交付される公費(県に移行しない財源)と雑収入です。
- ⑥ … 加入者から徴収する保険料です。

3. 税率設定の仕組み(平成 30 年度以降)

市町村国保は、以前と同じく「特別会計」であるため、収支のバランスは、原則として保険料で調整します。医療費の支出に対しては、同額で県交付金が充てられるため、その増減は、本質的には収支のバランスに影響しません。

主には、下図のように、納付金が増えた場合や、保健事業費（健診・訪問指導）を増やす場合に、保険料を引き上げる必要が生じます。

*** 保険料率の引き上げ要因（例） ***



[都道府県単位化後の特徴]

- (1) 加入者の医療費に同額の交付金があてられるため、医療費の増減が収支に直結するものではなくなりました。
- (2) 市町村国保の収支は、主に県の納付金の増減に影響されるようになりました。

○ 令和 4 年度 国民健康保険 関連スケジュール

※ 国、県の動向により変動する場合があります

	9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
国の動き						↔						↔										
						仮係数の提示(国)						確定係数の提示(国)										
県の動き									↔						↔						↔	
						仮係数による納付金、標準保険料率の提示(県)									確定係数による納付金、標準保険料率の提示(県)						納付金案の公表	
国保運営協議会	資料作成											↔			↔							
												仮係数事務局税率案(市)			確定係数事務局税率案(市)							
	市長・副市長協議等											-----→			協議						◎ 議案決裁	
国保運営協議会 開催					◎ #1			◎ #2			◎ #3			◎ #4			◎ #5					
庁議審議														◎ 庁議								
市議会	会期	← 9月議会								← 12月議会										← 3月議会		
	厚生委員会事務報告																	↔				
	議案及び関連資料作成														-----→							
	議案上程																	◎ 原案提出			◎ 議案上程	

○田川市国民健康保険運営協議会 案件(予定)

第1回目	10月	諮問、保険制度の概要、令和3年度決算、令和4年度予算
第2回目	11月	令和5年度税率の検討、保健事業報告
第3回目	12月	令和5年度税率の事務局案の提示(仮係数)、税率案の協議
第4回目	1月	令和5年度税率の事務局案の提示(確定係数)、税率案の決定、答申(案)協議
第5回目	1月	答申決定

